

可児市役所の勤務条件、休暇等パンフレット

～働きやすい職場を目指して～

(目次)

1. 給料はいくらですか？
2. 手当の種類について教えてください。
3. 昇給制度はどうなっていますか？
4. 昇格制度はどうなっていますか？
5. 勤務時間はどうなっていますか？
6. 休暇の種類について教えてください。



(問合せ先)

〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

可児市役所市長公室人事課人事係

電話番号 0574-62-1111 内線 3302、3303

メールアドレス jinji@city.kani.lg.jp

1. 給料はいくらですか？

初任給の基準は、職種や学歴ごとに決まっており、勤務経験等を加味して初任給が決定されます。国の給料を基準としているため、どの自治体も大きな違いはありません。

○初任給の基準

職種	学歴区分	給料月額
一般事務職、土木職、建築技術職	大学卒	182,200円
	短大卒	163,100円
	高校卒	150,600円
保健師	大学卒	191,000円
支援員	大学卒	188,000円
	短大卒	172,600円
保育士	大学卒	184,900円
	短大卒	172,600円

- ・金額は令和3年1月1日現在のものであり、変更になる場合があります。
- ・給料月額は、学歴区分に定める学校を卒業後の最終学歴や社会人経験等の経歴により調整されます。

2. 手当での種類について教えてください。

手当には、毎月支給される手当、勤務に応じて支給される手当、年に2回の期末勤勉手当があります。

○毎月支給される手当

種類	内容
扶養手当	親や配偶者、お子さん等の親族を扶養する場合に、扶養一人につき 6,500～15,000 円が支給されます。
地域手当	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の3%が支給されます。
住居手当	アパート等を借り受け住んでいる場合に、家賃の一部が支給されます。
通勤手当	片道2km以上の場合、距離に応じて支給されます(上限月額 40,000 円)。定期代も支給されます。
管理職手当	管理職は、職に応じて 49,600 円～77,400 円が支給されます。時間外勤務手当は支給されません。

○勤務に応じて支給される手当

種類	内容
特殊勤務手当	犬猫等の死体処理や身元不明者の収容、野犬の捕獲等1件につき 300 円～2,000 円が支給されます。
時間外勤務手当	勤務時間外に勤務した場合、勤務1時間当たり 25%～50%割増した額が支給されます。
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間当たり 35%～60%割増した額が支給されます。
宿日直手当	宿日直勤務1回につき、4,400 円が支給されます。
管理職員特別勤務手当	管理職が休日勤務した場合、職に応じて 6,000 円～12,750 円が支給されます。

○期末勤勉手当

種類	内容
期末手当	6 月と 12 月にそれぞれ 1.275 月分(管理職は 1.075 月分)が支給されます。
勤勉手当	6 月と 12 月にそれぞれ 0.95 月分(管理職は 1.15 月分)が支給されます。

3. 昇給制度はどうなっていますか？

毎年1月1日に勤務成績に応じて、昇給が行われます。勤務成績の区分は、「S, A, B, C, D」の5段階に分かれ、昇給数が異なります。

勤務成績		昇給数
極めて良好	S	8以上
特に良好	A	6
良好	B	4
やや良好でない	C	2
良好でない	D	0

4. 昇格制度はどうなっていますか？

主事級から順に昇格し、最上位は部長級になります。昇格するには、その職務に見合う能力が必要とされ、昇格試験等が行われます。

○基本的なモデル



5. 勤務時間はどうなっていますか？

勤務時間は、8時30分から17時15分までの7時間45分です。休憩時間は1時間です。保育園や図書館、給食センターでの勤務の場合は、勤務時間帯が前後します。お子さんの養育や要介護者の介護のために勤務時間を短縮することも可能です。

制度	対象期間	勤務時間等
育児短時間勤務	子の養育のため6歳に達する年度末まで	①1日3時間55分で、週5日勤務（週19時間35分勤務） ②1日4時間55分で、週5日勤務（週24時間35分勤務） ③1日7時間45分で、週3日勤務（週23時間15分勤務） ④1日7時間45分を週2日、1日3時間55分で週1日（週19時間25分勤務）
部分休業	子の養育のため6歳に達する年度末まで	1日の勤務時間の始め又は終わりに計2時間まで30分単位で休業することができます。
介護時間	要介護者の介護のため連続する3年間	1日の勤務時間の始め又は終わりに計2時間まで30分単位で休業することができます。

6. 休暇の種類について教えてください。

休暇には、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇、特別休暇があります。

種類	内容
年次有給休暇	20 日（1 年目は15 日）付与されます。年次有給休暇の残日数は、最大20 日間繰り越し可能です。
病気休暇	負傷や疾病のため療養がやむを得ない場合に最大90 日間取得可能です。
介護休暇	要介護者の介護をするため、通算して6 箇月の範囲内（3 回まで）で取得可能です。
特別休暇 （主なもの）	報酬を得ないで、地震等の災害が発生した被災地支援を行う場合
	結婚する場合の6 日間
	女性職員が出産する日までの6 週間
	女性職員が出産した日の翌日から8 週間
	生後1 年に達しない子の授乳等を行う場合
	妻の出産に伴い勤務しない場合に2 日間
	小学校就学前の子を看護する場合の5 日間
	要介護者の世話を行う場合の5 日間
	親族が死亡した場合
	夏季休暇を6 月から 10 月までの4 日間